

社会福祉施設における寄附の取扱い

1 目的

社会福祉施設における寄附の取扱いについては、寄附者本人の自由意思に基づき行われるものでなければならないことはいうまでもないが、強要等の疑惑を招くことのないよう、その透明性を確保することにより、施設運営の適正化を図る。

2 寄附受入れ手続き

寄附を受け入れる際には、以下の手続きを行うこととする。

- (1) 寄附者に寄附申込書（参考様式1）を記載させること。
- (2) 寄附者に対し領収書を発行するとともに領収書の控えを保存すること。
- (3) 寄附申込書に記載された寄附目的により拠点区分を決定すること。
- (4) 寄附金品台帳（参考様式2）に記載すること。

なお、当該寄附金品台帳については、閲覧に供するよう努めること。ただし、個人情報については、プライバシーの保護に留意すること。

- (5) 理事長（法人代表者）の承認を得ること。
- (6) 1件100万円相当額以上の寄附を受け入れた場合は、その都度、寄附金品受入報告書（様式1）により、所沢市長（提出先：福祉部福祉総務課）へ報告すること。

また、同じ寄附者から会計年度（4月から3月まで）に受け入れた寄附の合計が100万円相当額以上となるものについては、会計年度の終了後に1枚の報告書にまとめ、速やかに所沢市長（提出先：福祉部福祉総務課）へ報告すること。

なお、市は、必要に応じて寄附の状況について、報告を求めることができるものとする。

3 寄附者別の寄附受入れ判断基準

寄附者別の寄附受入れ可否の基準については、以下のとおりとする。

(1) 入所者（利用者）

上記2の手続きにより寄附を受け入れることができるものとする。

なお、寄附者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。）であるときには、民法の規定により、法定代理人、保佐人又は補助人（以下「法定代理人等」という。）の同意を得て寄附をする場合と、法定代理人等が代理権に基づき寄附手続きをする場合がある。同意を得たときは、同意書の写しを添付するものとする。

ア 未成年者 法定代理人（両親、未成年後見人）による申込み又は同意。

- 未成年後見監督人があるときには、その同意も必要。
- イ 成年被後見人 法定代理人（成年後見人）による申込み。後見監督人があるときには、その同意も必要。
 - ウ 被保佐人 保佐人の同意（代理権を付与する審判がある場合には保佐人の申込み。）
 - エ 被補助人 補助人の同意（代理権を付与する審判がある場合には補助人の申込み。）

（２）家族・遺族

上記２の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

（３）入所（利用）前に入所（利用）希望者（家族を含む。）

入所（利用）決定に疑惑を招くおそれがあるため、寄附を受け入れないものとする。

（４）保護者会（後援会等の名称を問わず家族が加入している団体）

次の条件を満たすことと、上記２の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

- ア 保護者会（総会）で意思決定されていること（総会議事録、議案書等を添付させる）。
- イ 寄附目的が明確なこと。
- ウ 寄附のための特別の負担が会員個人にないこと。

（５）後援会（地域の篤志家等を中心に構成されている団体）

次の条件を満たすことと、上記２の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

- ア 後援会（総会）で意思決定されていること（総会議事録、議案書等を添付させる）。
- ※ なお、入所者（利用者）の家族や職員を中心に構成されている後援会については、上記（４）の保護者会と同様の扱いとする。

（６）取引業者

上記２の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

ただし、補助事業に関わる建設工事請負業者及び備品納入業者については、不当に資金の還流が行われているとの疑惑を招くおそれがあるため、寄附を受け入れないものとする。

- ※ 平成13年8月7日付け社福第1128号埼玉県健康福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて」参照

(7) その他の者

上記2の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

4 その他

参考様式1の法人決裁欄及び寄附申込者押印欄並びに参考様式2の理事長承認印欄については、参考例を示したものであり、押印を求める趣旨を示しているものではないこと。